

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
第7回 会員総会

議案・資料集

2015年3月23日（月）

（16：00～17：00）

町田市民フォーラム 4階 行政会議室

2015年度 事業計画書（案）

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
町田市介護人材開発センター

1 はじめに

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下、「当法人」という。）は、2012年4月に、法人格を取得し、4年目に入る。これまで以上に、公益に資する組織としての運営、地域の高齢者福祉の向上に寄与する事業展開を求められており、会員と共に地域における介護福祉の推進役としての役割を果たして行くことを期待されている。2014年度に実施した地域型人材育成事業の実施効果に係る調査の成果を踏まえ、以下の基本方針を策定し2015年度の事業運営に取り組んでいく。

2 基本方針

(1) 安定した事業運営を行うための組織体制を整備し、中長期的な視点に立った事業展開による自主財源の確保を検討し、経営の安定化に取り組んでいく。

(2) 現在の町田市からの委託事業を着実に実施していくとともに、新規委託事業の実施に向けて取り組んでいく。

①町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務委託事業

本委託事業を通して町田市内の事業所団体、専門職団体、町田市医師会、行政機関など関係諸団体との連携を強化しながら、町田市における地域包括ケアシステム構築の一端を担えるように取り組んでいく。

②要介護認定調査員現任研修、要介護認定調査委託事業

本委託事業を通して町田市内の認定調査と現任研修を実施するにあたり、公正、中立な立場で誠実にを行い、制度の目的や介護保険サービス内容の理解に努め適切な情報提供を実施。行政機関等と連携を図り適切な対応に努めていく。

(3) 2015年度の介護保険法改正に伴い、どの施設・事業所も今後の事業のかじ取りをどうとっていくか厳しい状況に置かれている。アウトリーチによる会員ニーズの把握を行い、各連絡会と連携を図りながら、会員の必要とする事業を展開していく中で、一層の会員拡大を進めていく。

(4) 地域型人材育成事業の実施効果に係る調査結果から明らかになった以下の4点を踏まえた人材確保、育成、就労定着を支援する事業を行っていく。

- ① 無資格・無経験の介護職員を多く採用することで、基礎的介護技術を習得するための研修を求めている。
- ② 営利系法人では、人材育成体制の弱さが覗えた。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、医療・介護等多職種連携に係る研修への期待があった。
- ④ 人材育成の課題として、人材育成を担うリーダーが育っていないとの回答も多くあり、法人・事業所内のリーダー育成がままならない状況が覗えた。

3 事業計画

(1) 人材発掘事業（町田市補助事業）

町田市内における人口の高齢化に伴い、介護職の人材不足が切迫してきている中、求人数に対し介護職の就労希望が少なく、採用困難な状況が続いている。介護を必要とする町田市内の高齢者に

適切な介護保険サービスを提供するために、人材の確保は地域で取り組むべき課題と位置づけ、下記の事業を実施する。

- ① 法人、事業所の採用活動の支援、介護の仕事に関心を持つ者や就労を希望する者に対する就労支援として就職相談・面接会を行っていく。
- ② 長期的な視点から、市民、児童から学生を対象として、高齢者への理解を深め、介護や介護の仕事について考えるきっかけづくりとなる特別授業や講習会を行っていく。

これらを実施するにあたっての広報や運営については、関係団体・機関等と協力していく。具体的には、下記の取り組みを行う。

No.	区分	種別	事業名・概要
01	継続	相談・面接会	介護・福祉ミニ面接会（共催） ・ハローワーク町田・相模原・八王子との共催 ・回数：年10回 ・対象：一般求職者 ・会場：ハローワーク町田
02	継続	相談・面接会	地域密着型就職面接会・福祉のしごと相談面接会（協力） ・主催：町田市社会福祉協議会、東京都福祉人材センター ・回数：年1回 ・対象：一般求職者 ・会場：未定
03	継続	相談・面接会	福祉ワーク就職面接会（後援） ・主催：町田商工会議所 ・回数：年1回 ・時期：未定 ・対象：一般求職者 ・会場：町田商工会議所
04	継続	相談・面接会	福祉のしごと就職フェア in 町田 ・回数：年1回 ・時期：未定 ・対象：学生 ・会場：町田市文化交流センター
05	継続	講習会	市民向け基礎介護技術講習会 ・回数：年3回 ・時期：5月、9月、1月 ・対象：家族介護者、介護職への就労希望者・関心を持つ者、学生、新任職員 ・定員：40名/回 ・会場：会員施設 ・内容：移動・移乗等の基礎介護技術と認知症の基礎知識の習得 ・講師：東京都介護福祉士会 町田ブロック会会員
06	継続 変更	広報・啓蒙	学校での特別授業 ・回数：未定 ・時期：4月、他 ・対象：希望する学校 ・内容：高齢者への理解を深め、介護や介護の仕事について考えるきっかけづくり
07	継続	情報	町田市内における介護職員初任者研修開催状況の情報提供

	提供	<ul style="list-style-type: none"> ・回数：随時更新 ・内容：市内で開講される介護職員初任者研修の市民への情報提供
--	----	--

※就職相談・面接会、講習会では、就労相談を行う。

(2) 人材育成事業（町田市補助事業）

研修を通して、専門性の向上を図り、個人の尊厳や自立支援を実現するケア、適正な介護保険サービスの提供を目指すことを目的として、下記の事業を実施する。

- ① 町田市との共催研修を継続して実施する。
- ② 介護保険サービス種別や職種、経験に合わせた基礎的な知識・技術の習得を図るとともに、研修を通して、地域における実践や課題に関する情報共有、意見交換、職員同士のネットワーク作りを進めていくための研修を実施する。
- ③ キャリアパスに資する研修の実施、施設内研修計画作成や講師派遣による施設内研修の支援を行っていく。
- ④ 当法人で実施可能な多職種連携研修、医療をテーマとした研修等について、医療、介護関係諸団体等と検討し、協力して進めていく。
- ⑤ 町田市高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉 in 町田」では、参加者の拡大や地域の高齢者福祉・介護の啓蒙等、内容の充実を図り、実施する。
- ⑥ TV会議システムの活用を検討し、段階的に取組んでいく。（★印のもの）

具体的には、下記の取り組みを行う。

No.	区分	種別	事業名・概要
08	継続	法令遵守 中堅・上級層	法令遵守・運営基準・法改正研修 介護保険課共催 ・回数：年4回（2H/回） ・時期：未定 ・対象：職員全般（主に在宅サービス） ①居宅介護支援事業所 ②訪問介護事業所 ③通所介護事業所 ④福祉用具貸与販売事業所 ・会場：町田市健康福祉会館 ・内容：集団指導、行政報告を含む在宅サービスの研修
09	継続	相談援助 中堅	相談援助研修 介護保険課共催（主任ケアマネ推薦要件研修） ・回数：全3回（4H/回） ・時期：未定 ・対象：介護支援専門員 ・定員：30名 ・会場：町田市健康福祉会館または町田市民フォーラム ・内容：ソーシャルワークの基礎 ・講師：堀越由紀子氏（東海大学 健康科学部社会福祉学科 教授）
10	継続	支援センター 中堅・上級層	★高齢者支援センター職員研修① 高齢者福祉課共催 ・回数：年1回（2H/回） ・時期：6月 ・対象：高齢者支援センター職員、介護支援専門員、行政職員他 ・定員：100名 ・会場：町田市健康福祉会館

			<ul style="list-style-type: none"> ・内容：高齢者虐待への対応について ・講師：川端伸子氏（公益社団法人あい権利擁護支援ネット 理事）
11	継続 変更	支援センター 新任・中堅・上級層	<p>高齢者支援センター職員研修② 高齢者福祉課共催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数：全3回（3H/回） ・時期：未定 ・対象：高齢者支援センター職員、行政職員他 ・定員：20名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：スーパービジョン基礎講座（コミュニケーション技法、面接技法）「援助の基礎や自らの支援を振り返り、演習を通してコミュニケーションや面接技術を学ぶ。」 ・講師：丹野真紀子氏（大妻女子大学 人間関係学部 教授）
12	新規	支援センター 中堅・上級層	<p>★高齢者支援センター職員研修③ 高齢者福祉課共催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数：年1回（未定） ・時期：未定 ・対象：高齢者支援センター職員、行政職員他 ・定員：50名 ・会場：町田市健康福祉会館 ・内容：生活保護制度や成年後見制度等を必要とする方への支援のあり方について ・講師：未定
13	継続 変更	基礎知識 ・技術 新任層	<p>新任職員研修（リフレッシュ研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数：年2回（6H/回） ・時期：4月、10月 ・対象：新任職員等 ・定員：30名、20名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：対人援助職として必要な基礎的な知識、技術の習得と学び直しを図る。 ①社会人としてのマナー・接遇、職場でのコミュニケーション ②認知症の理解 ③法令遵守、リスクマネジメント ・講師：富田静江氏（町田市介護人材開発センター 登録講師） 大貫祐子氏（東京都介護福祉士会 町田ブロック会会員） 是枝祥子氏（当法人代表理事・大妻女子大学名誉教授）
14	継続	リーダー育成 中堅層	<p>介護リーダー養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数：講義3回（6H/回）、グループ研究2回、アクティブ発表 ・時期：講義5月、7月、9月、アクティブ11月 ・対象：リーダー職員（福祉・介護職経験3年程度） ・定員：30名 ・会場：町田商工会議所 ・内容：介護過程の理解と職場での展開、記録の書き方、リーダーシップ、自主・グループ研究の発表 ・講師：是枝祥子氏（当法人代表理事・大妻女子大学名誉教授）
15	継続 変更	介護技術 中堅層	<p>職員向け介護技術講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回数：全3回（2.5H/回） ・時期：未定 ・対象：介護職員

			<ul style="list-style-type: none"> ・定員：20名 ・会場：会員施設 ・内容：持ち上げない介護、機器を活用したこれからの介護技術等 ・講師：貝塚誠一郎氏（貝塚ケアサービス研究所代表）
16	継続	認知症 新任層・ 中堅	<ul style="list-style-type: none"> ★認知症研修「事例検討～認知症の疑いから受診まで～」 ・回数：年1回（3H） ・時期：12月 ・対象：職員全般、認知症ケア専門士 ・定員：30名 ・会場：町田商工会議所 ・内容：認知症の疑いから受診まで ・講師：本間昭氏（認知症介護研究・研修東京センター センター長）
17	継続	リスクマネジ メント 中堅・上 級層	<ul style="list-style-type: none"> ★リスクマネジメント研修 ・回数：年2回（4H/回） ・時期：未定 ・対象：職員全般 ・定員：30名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：リスク回避、苦情対応等 ・講師：貝塚誠一郎氏（貝塚ケアサービス研究所 代表）
18	継続	多職種連 携 中堅層	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター養成研修「担当者会議の開き方」 ・回数：全3回（2.5H/回） ・時期：9月、10月、11月 ・対象：介護支援専門員、生活相談員、サービス提供責任者、支援センター職員他 ・定員：20名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：サービス担当者会議の準備、開き方等 ・講師：小峰良子氏（公益社団法人東京都介護福祉士会 理事）
19	新規	多職種連 携 新任層	<ul style="list-style-type: none"> ★介護職員向け医療的観察・報告の仕方 ・回数：年2回（2H/回） ・時期：未定 ・対象：介護職員、訪問介護職員、相談職全般 ・定員：30名 ・会場：会員施設 ・内容：利用者の様態変化の観察視点と報告の仕方、脱水防止、感染症予防、終末期への関わりについて等 ・講師：未定
20	継続	訪問介護 中堅層	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護計画書作成研修 ・回数：全3回（2H/回） ・時期：未定 ・対象：サービス提供責任者、訪問介護事業所職員 ・定員：20名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：法令に基づく訪問介護計画書の作成について ・講師：是枝祥子氏（当法人代表理事・大妻女子大学名誉教授）
21	継続	資格取得 新任層	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士国家試験受験対策直前講座（筆記編・実技編） ・回数：各1回（4H、2.5H） ・時期：12月、2月 ・対象：介護福祉士国家試験の合格を目指す者 ・定員：20名/回 ・会場：町田市民フォーラム、会員施設 ・内容：筆記試験対策、実技試験対策

			・講師：東京都介護福祉士会 町田ブロック会会員
22	継続	講師派遣	出張訪問研修 ・回数：希望による ・時期：通年 ・対象：会員事業所 ・内容：会員事業所の希望に沿ったテーマ、講師による施設内研修 介護が輝くマナー講座等
23	継続	共通 研究発表	第9回町田市高齢者福祉研究大会「アクティブ福祉 in 町田'15」 ・回数：年1回 ・時期：11月11日（水） ・対象：職員全般、学生、市民他 ・定員：なし ・会場：町田市文化交流センター ・内容：福祉・介護をテーマとした実践研究発表、講演会、福祉用具等の展示他

(3) 就労定着支援事業（町田市補助事業）

本事業では、介護分野に就労した人材が、人間関係や雇用環境を原因として離職することを防止し、その定着を支援することを目的として下記の事業を実施する。

No.	区分	種別	事業名・概要
24	継続	メンタルヘルス 中堅・上 級層	★メンタルヘルス研修 ・回数：年1回（2回） ・対象：リーダー職員から管理職まで ・定員：20名 ・会場：町田市民フォーラム ・内容：職場（部下）の精神衛生とモチベーションアップ等 ・講師：未定

(4) ネットワーク促進事業

町田市の委託事業を着実に実施するとともに、当法人の連携性を活かし、当法人に所属する連絡会や関係する諸団体・機関と連携し、地域の高齢者福祉サービス向上に寄与していくことを目的とし、下記の事業を行う。

- ① 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務を主催である町田市医師会、町田市と連携して担うことにより、本プロジェクトの推進に貢献していく。
- ② 今年度、新規に受託を予定している要介護認定調査員現任研修、要介護認定調査事業の実施に向けて取り組む。
- ③ 連絡会、関係諸団体・機関等との連携を強化し、事業を運営していく。（別紙参考資料を参照）
- ④ 町田市や町田社会福祉協議会等の外部委員会への推薦委員派遣を通して、行政等への提案を行い、地域の高齢者福祉サービスの向上に寄与していく。（別紙参考資料を参照）
- ⑤ 交流会を通して、情報交換、顔の見える関係作りを図っていく。
- ⑥ 当法人事業を幅広く周知するため、ホームページの充実などの広報に取り組む。

具体的には、下記の取り組みを行う。

No.	種別	事業名・概要
25	委託事業	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト事務局事務委託事業 ・回数：定例協議会 年4回、臨時的定例会 年2回以内 研修会 年2回 ・内容 ①協議会開催に係る連絡調整、事務等 ②協議会に関する啓蒙活動 ③研修会の企画立案及び運営
26	委託事業 (予定)	要介護認定調査員現任研修 ・回数：年1回 ・内容：町田市の委託内容に沿ったものとする。 要介護認定調査事業 2015年10月からの受託に向けて取り組む。
27	法人会議	会員総会 ・回数：年2回 ・時期：6月(定時総会)、3月 ・内容：定款第14条に定められた事項他
28	法人会議	理事会 ・回数：年4回以上 ・内容：当法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等を行う。
29	委員会	運営委員会 ・回数：年2回 ・時期：5月、2月 ※定款第36条により、会長の諮問に応じて助言を行い、又は事業計画の実施のために意見を述べる委員会であり、運営委員は、連携諸団体の推薦を受けた者を理事会の推薦により会長が委嘱する。
30	委員会	委員会 ※センターにおいて必要と認めた場合に設置する。
31	委員会	ネットワークサポート委員会(旧：実務担当者会議) ・回数：会議 年4回(アクティブ実行委員会含む)、アクティブ当日 ※会員施設から推薦されたセンター事業をサポートするリーダー職員で構成する。
32	連絡会	町田市高齢者福祉施設部会 ・回数：年5回 時期：5月、7月、9月、11月、2月
33	連絡会	町田市高齢者福祉施設部会 生活相談員連絡会 ・回数：年5回 時期：原則、施設部会の前月に開催する。 ・施設部会において必要と認めた場合は作業部会を設置する。
34	連絡会	町田市通所事業所連絡会 ・回数：総会 年1回 役員会 原則、月1回、ブロック会 年2回、 認知症デイサービス部会 年2回 ・内容：連絡会の事業計画に沿った活動を行う。

35	連絡会	町田市福祉用具事業所連絡会 ・回数：総会 年1回 役員会 年3回以上 全体会 年3回以上 ・内容：連絡会の事業計画に沿った活動を行う。
36	新規 企画	多職種連携研修会の企画 ・回数：年2回 ・内容：他団体が主催する多職種連携研修会等の企画を行う。
37	交流会	会員交流会 ・回数：年1回 ・時期：11月11日（アクティブ福祉 in 町田当日）

(5) 今後の新規事業などについて

当法人の事業をさらに発展させ、且つ経営の安定化を図るため、新規事業の検討を行い、実施に向けた準備を進める。今年度は、福祉サービス第三者評価事業等の実施に向けた検討に着手するとともに、経営状況に沿って公益社団法人化の時期等を再検討する。

【会員組織】

- ・町田市高齢者福祉施設部会－生活相談員連絡会
- ・町田市通所事業所連絡会
- ・町田市福祉用具事業者連絡会（2015年2月設立）

【運営委員会・委員推薦団体】

- ・町田市ケアマネジャー連絡会
- ・町田市訪問介護事業者協議会
- ・町田市グループホーム連絡会
- ・町田市訪問看護ステーション連絡会
- ・町田市社会福祉協議会
- ・町田社会福祉士会
- ・東京都介護福祉士会町田ブロック会

【推薦委員を派遣している外部委員会】

No.	町田市外部委員会名
1	町田市高齢社会総合計画審議会
2	町田市地域密着型サービス運営委員会
3	町田市高齢者支援センター運営協議会
4	町田市保健所運営協議会準備会
5	町田市介護保険苦情相談調整会議・介護苦情解決専門員
6	町田市高齢者虐待防止連絡協議会
7	町田市老人ホーム入所判定委員会
8	町田市中学生職場体験推進協議会
9	町田市男女平等参画協議会
10	町田市地域福祉計画監理委員会
11	町田市社会福祉協議会評議員
12	町田市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会
13	町田市社会福祉協議会共同募金配分推薦委員会
14	町田市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員
15	高齢者福祉サービス利用の知的障がい者の支援を進める委員会

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 町田市介護人材開発センター 収支予算書（案） 総括表

《収入の部》

大区分	中区分	前年度予算額	新年度予算額	備考
センター事業収入	町田市補助金収入	10,000,000	9,000,000	
	参加費収入	4,407,500	2,385,000	交流会参加費含む
	広告掲載費収入	70,000	300,000	アクティブ当日冊子
	受講料収入	2,320,000	0	2014年度初任者研修事業(延期)
	計	16,797,500	11,685,000	
法人事業収入	会費収入	1,700,000	2,400,000	
	委託費収入		2,850,000	町プロ、要介護認定調査員現任研修
	交流会参加費収入		500,000	会員交流会
	その他の事業収入		150,000	他団体の研修企画・運営等
	助成金収入	1,125,000	0	2014年調査研究事業(東京都共同募金会)
	計	2,825,000	5,900,000	
収入計		19,622,500	17,585,000	

《支出の部》

大区分	中区分	前年度予算額	新年度予算額	備考
センター事業費支出	人材発掘事業費	1,117,980	1,091,598	面接会、就活フェア、市民向け介護講習会
	人材育成事業費	12,152,309	11,649,970	職員研修会
	就労定着支援事業費	397,072	137,269	メンタルヘルス研修
	計	13,667,361	12,878,837	
法人事業支出	役員報酬	350,000	360,000	
	ネットワーク促進事業費	1,651,700	4,346,163	法人事業、連絡会諸経費、委託事業費
	初任者研修事業費	2,119,120		
	調査研究事業費	1,500,000		
	計	5,620,820	4,706,163	
支出計		19,288,181	17,585,000	
予備費		334,319	0	
前期繰入金			0	
当期収支差額		0	0	

※予算額の補助対象・補助対象の別

大区分	中区分	前年度予算額 (支出予定額)	新年度予算額 (支出予定額)		うち補助対象	うち補助対象外
			うち補助対象	うち補助対象外		
センター事業支出	人材発掘事業費	200,000	192,000	8,000	171,636	166,636
	人材育成事業費	2,182,349	2,160,899	21,450	1,829,380	1,804,380
	就労定着支援事業費	71,712	71,712	0	22,274	22,274
	計	2,454,061	2,424,611	29,450	2,023,290	1,993,290
法人事業支出	役員報酬	350,000		350,000	360,000	0
	ネットワーク促進事業費	1,040,000		1,040,000	620,000	0
	初任者研修事業費	2,119,120		2,119,120	0	0
	調査研究事業費	1,500,000		1,500,000	0	0
	計	5,009,120	0	5,009,120	980,000	0
事務局支出	人件費	8,700,000	8,395,500	304,500	10,400,000	8,745,897
	経費	3,125,000	2,817,800	307,200	4,181,710	2,109,650
	計	11,825,000	11,213,300	611,700	14,581,710	10,855,547
支出計		19,288,181	13,637,911	5,650,270	17,585,000	12,848,837

第3号議案 会員規程の改正について

<議案説明>

<議案説明>

(1) 現在使用している一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下「当法人」という。）会則（以下、「会則」という。）は、当法人の前身である町田市高齢者福祉施設運営協議会会則を、ほぼそのまま継承しています。法人格を取得し、定款が出来ていても、定款に基づく規程として整合性をもたせた改正が追い付かず、事業運営に支障が生じておりました。

そこで、補助交付団体として公益性と公正な運営が一層求められており、定款を基本にした規程の整備が急務となってきました。今回、提案する当法人の会員規程（以下、「会員規程」という。）は、定款にある項目と会則にある項目の重複部分を整理し、組織運営に必要な項目について整備し、定款との整合性を図り円滑な運営を図ることを目的としたものです。なお、会員規程の承認により、会則を廃止します。

(2) 会費基準の変更

法人発足当初は、町田市から補助団体として会員加入率の向上が求められていました。また、発足時に、当法人の会員対象とした事業所に既に連絡会が活動し、会費を徴収していました。その先行の対象連絡会などから会費の二重徴収の負担が大きい、小規模事業所の負担が大きい、医療系を対象とした利用するサービスが無い等の意見を頂いていました。会員加入率を高めること、関係連絡会とのネットワーク促進の必要性の観点から例外的に一部の事業所の会費を免除の措置を取ってきました。

しかし、3年が経過し、補助金の削減に対してもサービスの維持を図っていること、新たな事業所連絡会の立ち上げで会員が増加してきたこと、会費負担している事業所と免除されている事業所が同じ利益と権利を享受することの不公平感が一部にあること、町プロなど、医療の介護との連携を通じた医療系の研修やネットワークサービスが増加してきたことなどがあり、法人の定款に基づく会員定義の本則に戻す時期に来ているのと意見が出てきております。そこで、この度の提案は、免除されている既存連絡会の理解を得ながら本則に沿った会費基準に変更していくものであります。今回の会費基準の変更点は、以下の通りです。

①新規に追加した事業所

- ・複合型サービス
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

②会費基準を変更する事業所

- ・居宅介護支援
- ・訪問看護
- ・高齢者支援センター

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 会員規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下「法人」という。）定款第2章の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

（会員の資格）

第2条 法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 法人の目的に賛同して入会した町田市に所在する介護保険法並びに老人福祉法に基づく施設及び事業所
- （2）賛助会員 法人の目的を賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第3条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、法人の所定の様式による入会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第4条 会費は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は、別表のとおりとする。

- 2 会費は、年会費とし、毎年度指定する期日までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。
 - （1）入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は理事会の承認を得て、分割を認めることがある。
 - （2）退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする。

（会費の納入方法及び時期）

第5条 会員は、法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

- 1 定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、速やかに年会費を納入しなければならない。
- 2 前年度から継続する会員は原則として毎年6月末日までに次の方法により年会費を納入しなければならない。

- 3 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所単位での納入を認めることがある。

(登録内容の変更)

第6条 会員は、登録内容（法人代表者、施設長、管理者、所在地及び定員等）に変更が生じた場合は、所定の書式により法人に変更届を提出しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 法人は、退会届を受領した後、理事会にこの旨報告するものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議により当該会員を除名とすることができる。

- (1) 会員が定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は会員である事業所又は団体が解散又は閉鎖したとき。

(会員としての期間)

第10条 会員としての期間は、会員から退会届の提出又は法人から除名及び資格喪失の通知書の送付がない限り、以後毎年度所定の会費を支払うことにより継続するものとする。

第3章 組織

(組織)

第11条 法人の組織運営をより効果的に推進するため、理事会の下に必要な応じて委員会及び会員連絡会（以下「連絡会」という）を設置する。

- (1) 委員会
- (2) 連絡会等

①町田市高齢者福祉施設部会－生活相談員連絡会

②町田市通所事業所連絡会

③町田市福祉用具事業所連絡会

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。
- 3 連絡会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、各連絡会の会員総会の決議により別に定める各連絡会規約による。
- 4 会長は、必要に応じて、委員長、各連絡会会長の理事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会及び連絡会の庶務は、事務局において処理する。

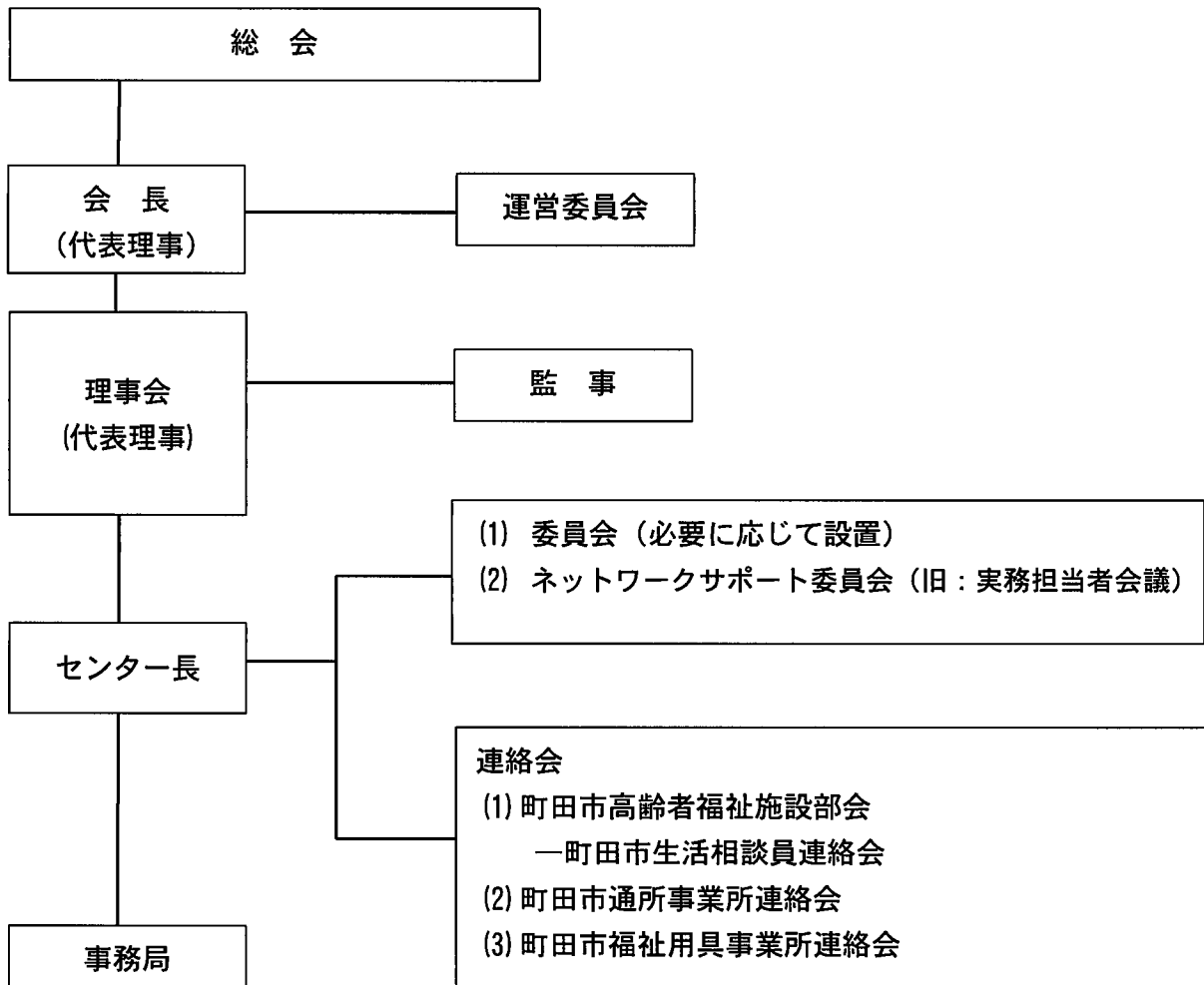
(規程の変更)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会員総会において過半数の同意を得て行うものとする。

附 則

本規程は、2015年3月23日から施行する。この規程の実施により、2012年6月11日から施行し、2013年3月25日に改正した会則は廃止する。

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 組織図 (案)



(別表)

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
2015年度 会費基準 (案)

《正会員》

正会員とは、当法人の目的に賛同して入会した町田市に所在する介護保険法並びに老人福祉法に基づく施設及び事業所

	事業所種別	基準
1	介護老人福祉施設 (併設短期入所生活介護含む)	300円/利用者1名 上限60,000円
2	介護老人保健施設 (併設短期入所療養介護含む)	300円/利用者1名 上限60,000円
3	介護療養型医療施設 (併設短期入所療養介護含む)	300円/利用者1名 上限60,000円
4	特定施設入居者生活介護	300円/1居室 上限30,000円
5	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	300円/利用者1名
6	養護老人ホーム	300円/利用者1名
7	軽費老人ホーム	300円/利用者1名
8	ケアハウス	300円/利用者1名
9	短期入所生活介護(単独型)	1事業所5,000円
10	通所介護Ⅰ(30名以上)認知症対応型通所介護含む	1事業所10,000円
11	通所介護Ⅱ(29名以下)認知症対応型通所介護含む	1事業所5,000円
12	通所リハⅠ(30名以上)	1事業所10,000円
13	通所リハⅡ(29名以下)	1事業所5,000円
14	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1事業所5,000円
15	複合型サービス	1事業所5,000円
16	小規模多機能型居宅介護	1事業所5,000円
17	訪問介護(夜間対応型訪問介護含む)	1事業所5,000円
18	訪問入浴介護	1事業所5,000円
19	訪問リハビリテーション	1事業所5,000円
20	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修	1事業所5,000円
21	居宅介護支援	1事業所5,000円
22	訪問看護	1事業所5,000円
23	高齢者支援センター	1事業所5,000円
24	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所5,000円

《賛助会員》

賛助会員とは、法人の目的を賛助するために入会した個人又は団体

個人		1,000円
団体	正会員に該当しない団体	5,000円

第4号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改正について

<議案説明>

- (1) 現在の「役員の報酬等及び費用に関する規程」では、常勤役員の報酬について「別表1」に定めがありますが、非常勤役員が研修講師等を行うこともあるため、その場合の報酬の支給について「別表1」に追加し、第4号議案として提出します。
- (2) 定款第14条により、本規程（案）は、会員総会の決議事項に該当します。

【現在の規程】

（報酬の支給）

第3条 法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。常勤役員の報酬は別表1に定めるところによる。

【改正後の規程】

第3条 法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。役員の報酬は別表1に定めるところによる。

一般社団法人町田市介護サービスネットワークの役員の報酬等及び費用に関する規程
(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下、「法人」という。）の定款第22条、第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、会員総会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。役員の報酬は別表1に定めるところによる。

- 2 前項の報酬等は、役員等のうち、町田市職員の身分を有する者及び法人職員の身分を有するものには支給しない。

(報酬等の支給方法及び支給日)

第4条 常勤役員には、その職に就いた当月分から、報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬等の支給方法は、口座振込とする。支給日については、毎月25日とする。ただし支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日の前のその日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 常勤役員が月の初日以外の日において、新たに選任されたときは、その当月分からの報酬等を支給する。

- 2 常勤役員が退職又は死亡したときは、その当月分までの報酬等を支給する。

(費用の弁償)

- 第6条 法人は、役員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。ただし、町田市職員の身分を有する者及び法人職員の身分を有する者には支給しない。
- 2 費用の弁償の額は実費とし、役員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
 - 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 非常勤役員が法人の業務上の必要により、法人の開催する会議等に出席する場合は、別表2「費用の額」に定める金額の範囲内において支給する。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、定款第14条の規定に基づき、会員総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2014年6月23日から施行する。この規程の実施により、2012年4月11日に制定した役員報酬規程は廃止する。
- 2 2015年3月23日改定

別表1 役員の報酬の額

区分	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）
常勤役員	30,000円	360,000円

区分	報酬額
非常勤役員	研修・講演等の講師を務める場合は、「講師謝礼基準」に定める金額の範囲内において支給する。

別表2 費用の額（交通費を含む）

区分	費用の額
非常勤役員	1回 2,000円